

KYOEI NEWS



〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目15番7号
TEL(06)-6535-7511 FAX(06)-6535-7517
E-mail osaka@kyoeisystem.co
URL https://www.kyoeisystem.co.jp

[運送会社の経営情報] …1ヶ月単位の変形労働時間制の活用

X県にあるA社は従来大型車(10t)中心の輸送業務を担っていましたが、最近新規顧客との取引を開始し、新たに4t車を稼働させることにしました。

ところが乗務員の勤務パターンが既存の業務とは大きく変わり、配車担当のYさんは頭を痛めることに。今までの大型乗務員については日々の運行状況がほぼ一定のため、乗務員の勤務については1年間の変形労働制の採用により年間休日(105日)の確保のみに留意すれば良かったのですが、今回の4t車の配送業務は原則365日稼働で、日々の繁閑の差も著しく、直近にならなければその日その日の労働時間が計算できないため、無駄な残業時間が多く発生してしまいました。折角の新規事業ということで意気込んで事業を開始したにもかかわらず、収益性については当初の見込みとは程遠いものとなってしまいました。

そこでYさんは専門家の助言を受けて、従来の1年単位の変形労働時間制度を4t車乗務員に限っては1ヶ月単位の変形労働時間制を採用することにし、日々の所定労働時間も業務の性質上、日中の休憩時間がとりやすいとのことで1日の所定労働時間を8時間から7時間40分に変更しました。Yさんにとって変更の最大の利点は、1年単位の勤務割だと1ヶ月前までに作成する必要がありますが、1ヶ月単位なら当月開始日の前日までに勤務割を作成すれば良い点です。また年中無休の配送業務ですので毎月8日の休日を付与すれば労務管理上問題がないので、閑散日の平日に休日を設定し、配送が混みあう祝日、土曜日、日曜日は出勤日とすることも可能になりました。また1ヶ月の法定労働時間内かつ拘束時間の制限内であれば1日、1ヶ月の残業時間の制限もありません。

1日の所定労働時間と1ヶ月の必要な休日との関係は以下の通りです。

1ヶ月休日日数 1日労働時間	31日 (177.1時間)	30日 (171.4時間)	29日 (165.7時間)	28日 (160時間)
8時間	9日	9日	9日	8日
7時間45分	9日	8日	8日	8日
7時間40分	8日	8日	8日	8日
7時間30分	8日	8日	7日	7日
7時間00分	7日	7日	7日	6日

【休日の考え方】1日所定労働時間7時間40分採用の場合、8日間の休日を付与

31日の月(23日勤務) $7.66\text{H} \times 23\text{日} = 176.18\text{H} < 177.1\text{H}$ (法定労働時間)

30日の月(22日勤務) $7.66\text{H} \times 22\text{日} = 168.52\text{H} < 171.4\text{H}$ (法定労働時間)

【残業時間の考え方】

- ①1日の所定労働時間が8時間以内(例:7時間40分)の場合
残業対象時間 → 8時間を超えた時間
 - ②1週間の所定労働時間が40時間以内(38時間20分)の場合
残業対象時間 → 40時間を超えた時間
 - ③1ヶ月の総労働時間が法定労働時間を超えた場合 → 法定時間を超えた時間
- ※①②③の内、重複した時間は支払い不要



業務の繁閑の差が大きく、直近にならなければ予定が立てにくいといった場合は、ぜひ1ヶ月単位の変形労働時間制度の活用を検討されてみてはいかがでしょうか。